



第199号 2024年(令和6年)4月発行
一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会会報
編集・発行/一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35
茨城県産業会館12階
TEL 029-225-3281
FAX 029-225-3257
URL <https://www.ibakhk.or.jp/>
E-mail office@ibakhk.or.jp
緊急連絡電話 090-3244-8939
協会ホームページへ



ささいな予兆も見逃さない 我ら現場のプロ集団

第3回理事会

令和5年度第3回理事会は、3月22日にWEB会議方式で実施し、令和6年度の事業計画を決定しました。

計画の内容は、基本的に昨年度と同様、7つの基本方針に基づき各種事業を積極的に実施するものとしています。

事業計画の主な内容は次のとおりです。

当協会は、高圧ガスを取り扱う団体としての社会的責務を自覚し、消費者及び公共の安全確保に努めるとともに、業界の健全な発展を目指し全会員が一致結束して各種事業に取り組むものとする。我々、高圧ガス業界における最大の使命は保安の確保であることから、死亡事故や重大事故を起させぬよう自主保安の推進に努め、引き続き事故ゼロを目指して各種保安対策に積極的に取り組むものとする。

防災対策においては、近年、全国的に自然災害が多発し、本県においても台風、大雨等により甚大な被害を被ったことから、引き続き防災業務計画に基づく各種対策

の強化を図るとともに、軒先容器の流出防止対策や中核充填所と連携した安定供給体制の構築に取り組むものとする。

また、自治体等に対しては、GHP空調設備など災害対策用LPガス設備等の導入や常設・常用化を要望していく。

LPGガス部門においては、商慣行改革に係る法令改正の趣旨に沿った取引の適正化や料金の透明化を進めるとともに、顧客訪問活動や需要開発運動に取り組むほか、安全安心届け隊事業や親子ふれあい料理教室などの社会貢献活動、LPGガスの広報活動を推進し、お客様から一層の信頼を得られる業界となれるよう努めるものとする。

一般ガス部門においては、放置・不明容器の一掃を図るとともに、危機管理講演会を開催するなど、さらなる保安高度化を推進していく。

一方、毎年会員数が減少しており、協会運営にも少なからず影響を及ぼしていることから、引き続き聖域なき経費削減に取り組むことをとする。

① 事故撲滅に向けた保安確保の徹底(全部会共通)

保安の確保なくしてガス業界に未来はないことを再認識し、関係法令を遵守し自主保安の推進を図る。

また、各種保安講習会を開催するなど事故撲滅に向けた取り組みを徹底・強化する。

② 防災対策の強化(全部会共通)

防災業務計画に記載された各種対策を徹底し、今後予想される大規模灾害に備えて防災対策の強化を図るとともに、各事業所においては自然災害や新型コロナウイルスへの対策として、事業継続計画を実態に合わせて見直し、十分に機能する体制を構築する。

また、LPGガス部門においては、ハザードマップを活用した軒先容器の流出防止対策や中核充填所と連携した安定供給体制の構築

体制や財務構造を見直すことにより、協会の組織強化を図っていく。

さらに、各事業所においては、実態に合わせて事業継続計画を見直すとともに、リモートワークへ

の対応やインターネット環境の整備などに努めるものとする。

以上の状況を踏まえ、本年度の事業計画は、基本的には昨年度の基本方針に基づき各種事業を積極的に展開していくものとする。

令和6年度事業計画を決定

に取り組むとともに、引き続き自治体等に対しては、GHP空調設備など災害対策用LPGガス機器等の導入や常設・常用化を要望していく。

③社会貢献活動の推進（一部を除き全部会共通）

社会貢献活動抜きに業界の発展はないため、本年度も地域に密着した業界という特色を活かし、「安心届け隊活動」を通して高齢者の見守り活動や防犯パトロールなどを展開し、安全・安心な地域社会づくりに寄与する。

また、「親子ふれあい料理教室」の実施を通して公共施設にガス機器を寄贈するなど、社会貢献活動を積極的に推進する。

④広報活動の充実・強化（全部会共通）

高圧ガスが各方面において広く有効利用されていることや、当団体の活動内容等を協会ホームページや新聞等あらゆる広報媒体を活用して広く情報発信していく。

⑤お客様との信頼関係の強化（全部会共通）

高圧ガスは、一般家庭のみならず工場や病院、工業製品の材料等として利用されており、引き続きお客様との信頼関係を強化していく。特に、LPGガスにおいては、法令遵守はもちろんのこと、取引の適正化や料金の透明化を図り、お客様から信頼され選択されるよう

努めるとともに、引き続き顧客訪問活動に取り組むなど、さらなる信頼関係の強化を図る。

⑥需要開発推進運動の取り組み（LPGガス部門）

電気、都市ガスの自由化によりエネルギー間競争が激化する中、より多くのお客様により多くのLPGガスを使用していただくため、LPGガスの特性（分散型、災害に強い、環境に優しい、省エネ）を活かした設備・機器の拡販、LPG車の普及促進等により、さらなる需要拡大を図る。

⑦組織体制の強化（LPGガス部門）

販売事業者の高齢化や後継者不足などの現状を踏まえ、徹底した経費削減など協会運営の効率化を図るとともに、今年度から新体制に移行する新支部の円滑な運営を推進する。

⑧LPG販売事業者統括部会

各会員における事業計画の項目は次のとおり。

各部会・委員会

令和6年度事業計画を策定

当協会の各部会及び委員会は、2月から3月にかけて、役員会等で令和6年度の事業計画を策定し、その後、理事会で承認されました。

各会員におかれましては、所属する部会の事業計画を十分にご確認いただき、積極的な事業の推進にご協力をお願いいたします。

LPG販売事業者統括部会

- ①公共施設へのLPGガスの普及促進
- ②需要開発への取組み
- ③各種情報の提供
- ④オートガススタンド部会
- ①オートガススタンドの保安確保
- ②防災対策の強化
- ③自立型LPGガススタンド認定期度の推進
- ④LPG車の普及促進
- ⑤保安関係テキスト等の購入配付
- ⑥各種情報の提供

保安検査部会

①上部団体が主催する保安講習会

- 等への参加
- ③顧客訪問活動の促進・強化
- ④取引の適正化
- ⑤需要開発推進運動の取組み
- ⑥広報活動の強化
- ⑦青年部活動の促進
- ⑧組織体制の見直し・強化
- ⑨支部担当者会議の開催
- ⑩各種情報の提供

一般ガス部会

①高圧ガス容器全国一斉特別回収運動の実施

- ②放置・不明容器等に対する安全対策
- ③一般ガス販売事業者保安講習会の開催
- ④一般高圧ガス消費事業者保安講習会の開催
- ⑤防災対策の強化

液化石油ガス製造事業者部会

- ①保安対策
- ②防災対策の強化
- ③保安関係教材の購入配付
- ④系列販売事業者への指導・協力

- ①保安対策
- ②防災対策の強化
- ③保安関係教材の購入配付
- ④系列販売事業者への指導・協力

- ⑥北関東一般高圧ガス連絡協議会への参加
 ⑦一般高圧ガス周知文書の斡旋
 ⑧保安等に関する啓発

自家消費製造事業所部会

- ①危機管理講演会の開催
 ②防災対策の強化
 ③部会長表彰の実施
 ④保安等に関する啓発

LPGガス中核充填所委員会

- ①茨城県中核充填所委員会の開催
 ②LPGガス中核充填所と卸売事業者等との連携訓練
 ③関東ブロック災害時供給連携計画に基づく実施訓練（情報伝達訓練）

**令和6年度 LPGガス需要開発推進運動**

全国的な運動として平成25年度

販売店

② 究極のライフルインLPGガス（公社施設にLPGガス機器の常設・常用を！）

- 市町村との防災協定の締結推進（全市町村との締結）
- 市町村や病院等の災害対応拠点施設等への災害対策用LPGガス機器の導入働きかけ（特に公立小中学校の体育館へのGHPエアコンの導入要望）
- LPGガス自動車の普及促進（オートガススタンド部会）

- *市町村等に対しては、次年度の予算措置に向けた働きかけを7月頃までに実施されたい。
- ③人を育むLPGガス（子供達への火育・食育の推進）（年10会場）

から実施しているLPGガス需要開発推進運動は、本年度も昨年度と同様、①進化するLPGガス②究極のライフルインLPGガス③人を育むLPGガスを「三本の矢」として、より多くのお客様により多くのLPGガスをお届けするため、LPGガス販売店、卸売事業所、支部、協会が連携して、各種事業に積極的に取り組んでいきます。

各部会等の取組み内容は次のとおりです。

① 進化するLPGガス（高効率機器の販売強化）

- LPGガス需要開発を目的とした講演会等の開催（液石製造部会、青年部）
- LPGガスのPRを目的とした産業祭等への出展（各支部）
- 旧式機器（不完全燃焼防止装置の付いていない湯沸器等）から高効率機器への買い替え促進（各販売店）



令和5年度「安全機器普及状況及び需要開発推進運動等」に関する調査について

LPGガス業界においては、保安対策、需要開発及び競合エネルギー対策など各種活動を実施しております。

当協会においても、事故を未然に防止するため、令和3年度から5ヶ年計画で「LPGガス安心サポート推進計画」に積極的に取り組んでおります。

本調査は、各LPGガス販売店の保安対策・需要拡大・環境対策・競合エネルギー対策等の現状及び推進状況を把握するためにも必要な調査ですので必ず提出をお願いいたします。

なお、本調査用紙を未提出の場合は早急に提出してください。

また、記入にあたっては、別紙の記入方法を参考に誤りがないようお願いします。



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を公布 「LPGガスの料金透明化・取引の適正化」

経済産業省は、4月2日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

資源エネルギー庁の液化石油ガス流通ワーキンググループ（以下「流通WG」という。）では、無償貸与、貸付配管といった商慣行を背景に、LPGガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく議論を進めてきました。

過去8回、流通WGが開催され、LPGガス事業者による過大な営業行為の制限、ガス消費と関係のない設備の費用をLPGガス料金に計上することの禁止など、LPGガスの商慣行を是正すべく液化石油ガス法の見直しの方向性や、実効性確保策の具体策などについて議論をしてきました。

液化石油ガス法の改正省令の概要（令和6年4月2日公布）

- 正常な商慣習を超えた利益提供の禁止
- LPGガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

②三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

▼改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底
- 電気エアコンやWi-Fi等、LPGガス消費と関係のない設備費用のLPGガス料金への計上禁止

③LPGガス料金等の情報提供

▼改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行

- 入居希望者へのLPGガス料金の事前提示（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）の努力義務

（注）入居希望者から直接情報提供の要請があった場合に応じる義務

※「過大な営業行為の制限」「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定がある。

④LPGガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）

改正制度施行前の駆け込み的な営業行為に対しては「LPGガス商慣行通報フォーム」を開設し、液化石油ガス法に基づく取り締まり、市場監視・モニタリング等に活用するなど、市場監視機能を高める。

ている（既存契約）場合は、設備費用の計上 자체は禁止せず、設備費用の外出し表示を求める。その上で、新制度への早期移行を促していく。

高圧ガスのベスト・ソリューション・パートナー

指定保安検査機関(経済産業大臣指定) 高圧ガス保安協会認定(KP-17)

ISO9001・ISO14001 認証取得

(株)産業ガステクノサービス

〒316-0035 茨城県日立市国分町3丁目1番17号
電話 (0294)34-2811 (代表) FAX (0294)36-1411
<http://www.tnhk.co.jp>

- ▼改正省令の公布から3ヶ月後（令和6年4月2日）
- ①過大な営業行為の制限

液化石油ガス法「改正省令」の概要（2024年4月2日公布）

過大な営業行為の制限

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（改正省令第16条第15号の3、4）
- 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止（改正省令第16条第15号の5号、6号）

三部料金制の徹底

（設備費用の外出し表示・計上禁止）

⇒ 改正省令の公布から1年後（2025年4月2日）施行。

- 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底（改正省令第16条第15号の7）
- 電気工アコンやWi-Fi等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止（改正省令第16条第15号の8）
- 貸貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止（LPガス料金の算定の基礎となる項目を基本料金、従量料金、設備料金とした上で、設備料金は「該当なし」と記載）（改正省令第16条第15号の9）

（注）施行時点における消費者との液化石油ガス販売契約（既存契約）については、投資回収への影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示（内訳表示の詳細化）を求める（改正省令附則第2条）。その上で、新制度への早期移行を促していく。（改正省令附則第3条）

LPガス料金等の情報提供

⇒ 改正省令の公布から3ヶ月後（2024年7月2日）施行。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務（入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示）（改正省令第16条第15号の2）

（注）入居希望者からLPガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることが必要（義務づけ）（同上）

※「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」等義務にかかる規律については、罰則規定のある条文に位置づける。

【参考】改正法令の実効性確保の方策

2023年12月1日、
エネ庁HPに通報フォーム
(匿名可)を開設

改正法令施行前

過大な営業行為の制限

- 商慣行見直しに向けた取組宣言（※1）
- 監視・通報体制の整備

- 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等
- LPガス事業者に対するフォローアップ調査
- 違反の疑いがあった場合は立入検査

改正法令施行後

三部料金制の徹底

- LPガス事業者・不動産事業者への制度改正の周知
- 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築（※2）

- 国による取り締まりを強化し、違反があった場合は登録取消し、罰金等
- 通常の立入検査時に実施状況を確認

効果検証

LPガス料金等の情報提供

- LPガス事業者・不動産事業者に対する継続的なフォローアップ調査（三部料金制の適用割合の公表を検討）

- 通常の立入検査時に実施状況を確認

- 公開モニタリング（WG、地方懇談会等）
- 以下の内容を確認・議論し、改善につなげる
 - ✓ 通報フォーム情報を集約・構造化した内容
 - ✓ 「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況
 - ✓ 大手事業者による商慣行修正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）
 - ✓ フォローアップ調査の結果
 - ✓ 県庁間連携の取組状況

関係省庁・団体等との連携

- 関係省庁（国土交通省、消費者庁、公正取引委員会等）との連携
- 消費者委員会においてWGにおける取組状況を報告
- LPガス地方懇談会（消費者団体、LPガス事業者、関連団体、行政、学識経験者が一堂に会し意見交換等を行うことで、相互理解を深める会議体。毎年全国9ブロックで開催。）を活用した機運の醸成

※1 商慣行見直しに向けた取組宣言：各LPガス事業者自らが改正制度を遵守することを宣言し、それをエネ庁が集約しHPで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることができるよう見える化

※2 積極的に三部料金制の徹底を促す体制を構築：大手事業者をはじめ、改正制度の施行を待たず早期に対応できる事業者に対して、三部料金制への移行を促す

令和6年度 LPガス安心サポート推進運動

令和3年度からの5ヶ年計画で
全国的に実施している「LPガス
安心サポート推進運動」について、
2月16日に開催したLPガス販売
事業者統括部会役員会において、
令和6年度実施計画を決定しまし
た。

全国の目標と重点取組事項、本
県の重点項目（各販売事業者が実
施すべき内容）は次のとおりです。
なお、令和5年の本県における
LPガス法に関する事故は19件発
生し、内訳は漏洩4件、漏洩爆発
1件、漏洩火災3件、CO中毒事
故1件、容器の喪失・盗難10件と
いう状況でした。

LPガス販売事業者及び認定保
安機関におかれては、本運動に積
極的に取り組み、事故の未然防
止に努めてください。

【全国目標】

- ①死亡事故0～1件未満
- ②人身事故0～25件未満

【全国の重点取組事項】

- ①業務用施設警報器運動の推進
- ②業務用換気警報器の促進
- ③軒先容器の流出防止対策の徹
底

【本県の重点項目】

- ①法令遵守の徹底
- ②自主保安活動チェックシート
を活用した自己診断の推進
- ③業務用施設等のCO中毒事故
防止のための注意喚起
- ④消費者による事故を防止する
ための訪問活動の推進
- ⑤他工事による事故を防止する
ため消費者への周知徹底
- ⑥供給機器の期限管理及びガス
漏れ警報器等の設置促進
- ⑦ガス栓カバー及びガス放出防
止型高圧ホース等の設置促進
- ⑧防災業務計画に基づく連絡体
制等の整備
- ⑨軒先容器の流出防止対策の徹
底



令和5年 茨城県消防安全課調べ (速報値)

令和5年の本県における高圧ガ
ス事故は、保安法関係が69件発生
し、前年の49件に比べ20件増加しま
した。事故の内訳は、火災1件、
漏洩63件、破裂・破損1件、その
他1件でした。

LPガス法関係では19件発生し、
前年の13件に比べ6件増加しま
した。事故の内訳は、漏洩4件、漏
洩爆発1件、漏洩火災3件、CO
中毒事故1件、容器の喪失・盗難
10件でした。

なお、LPガス容器の盗難事故
が多発していまので、容器
を安易に取り外しきれないよう
するなどの対策をお願いいたしま
す。

当協会では、高圧ガスの事故ゼ
ロを目指し、各部会において保安
講習会等を実施しておりますが、
各事業所におかれても、さらなる
保安高度化や従事者への保安教育
に努め、事故の未然防止を徹底さ
れますようお願いいたします。
過去10年間の本県における事故発
生状況は、次のとおりです。

1 高圧ガス保安法関係事故

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
30 (15) 15	46 (19) 27	48 (18) 30	61 (19) 42	57 (7) 50	34 (0) 34	38 (1) 37	44 (0) 44	49 (1) 48	69 (2) 67

2 LPガス法関係事故

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
3 3	3 3	4 4	2 2	10 (5) 5	14 (12) 2	7 (5) 2	16 (11) 5	13 (7) 6	19 (10) 9

* () は容器の喪失、盗難事故

* 下段は事故件数から容器の喪失、盗難事故を差し引いた件数

LPガス中核充填所と 卸売事業者等との連携 訓練を実施

LPガス中核充填所委員会は2月8日、水戸市の㈱ミトレン河和田営業所において、中核充填所と卸売事業者等との連携訓練を実施しました。当日は、県産業保安室の石崎室長や県内12ヶ所の中核充填所関係者、卸売事業者など約50名が参加しました。

訓練は、茨城県沖を震源とする地震が発生、茨城県内全域で震度7を観測、県内全域で停電が発生したなどの想定で行われ、非常用発電機の電力だけでポンベへの充填ができるかどうかを確認しました。



茨城県 LPガス中核充填所 宇佐美委員長あいさつ



茨城県消防安全課産業保安室 石崎室長あいさつ

ました。

主な訓練内容は、①中核充填所に係る情報伝達訓練②非常用電源を使用した充填設備の稼働訓練③避難所へのLPガス供給訓練④常用電源から商業用電源への切替訓練を実施しました。

今回は、初めての連携訓練のため、モデル的に1ヶ所で実施しましたが、大規模災害時には、中核充填所と卸売事業者及び一般充填所が系列を超えた連携をする必要があるため、令和6年度からは、各ブロックごとに中核充填所を中心して訓練を実施する予定です。



共通バーコードシールを使った他社容器充填訓練

関東ブロック災害時供給連携計画に基づく 情報伝達訓練を実施

去る2月13日、関東ブロック(1都10県)における災害時供給連携計画に基づく情報伝達訓練(当番

県・神奈川県)を1都10県の各都県協会、各都県のLPガス中核充填所120カ所、経済産業省、(一社)全国LPガス協会、日本LPガス協会が参加して実施しました。

改正石油備蓄法により中核充填所が所在する地域を全国で9ブロックに分け、ブロック毎に災害時石油ガス供給連携計画書を作成し経済産業省に届けています。こ

の連携計画に基づき、各ブロックにおいて毎年度1回以上、共同で訓練を実施することになっていました。

訓練は、「神奈川県西部を震源地とする震度7(M8)の地震が発生し、神奈川県では、地震・津波による直接または間接被害による家屋の倒壊、中核充填所の一部が稼働不能となり、神奈川県全域では約8割が停電した」との想定で実施しました。

各中核充填所は、その被災状況、支援要請の有無、支援派遣可能の有無などを指定の報告書により経済産業省、県協会に電子メールで報告するとともに、衛星携帯電話により各都県の協会へ連絡し、各都県協会は幹事県の神奈川県LPガス協会に連絡をする訓練を行いました。

訓練では、県内の各中核充填所からの被害状況報告はスマートフォンからのメール受信ができ、また衛星携帯電話もすべての充填所と通話ができました。



自家消費製造事業部会

危機管理講演会を開催

自家消費製造事業部会（西川寧人部会長）では、3月6日、危機管理講演会をWEB方式で開催し、約80の方が参加しました。

講演会では、「高圧ガス保安行政」について、茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室の担当者に説明をしていただきました。

今回の講演会は、3年ぶりの開催となり、また、本県の立入検査の実施状況や高圧ガスに係る事故事例などの話であつたため、多くの方々に参加していただきました。

講演会の講師は次のとおりです。

講師 茨城県 消防安全課 産業保安室 主任 相馬久仁花様

賀詞交歓会を開催

1月24日、ホテルテラスザガーデン水戸において賀詞交歓会を開催しました。

主催者を代表して立原会長が挨



県防災・危機管理部 山崎部長の祝辞

消費事業者を集め保安講習会 県北地区で開催（一般ガス部会）



県北地区保安講習会の様子

一般ガス部会では、毎年、一般ガス消費事業者保安講習会を開催しています。

本年度は11月16日の県西地区に続き、2月22日に県北地区で開催しました。

この講習会は、高圧ガス保安法及び関係政省令において、消費者が管理上守らなければならぬ事項の指導や酸素・アセチレン等の作業中における事故の未然防止に努めました。

なお、開催状況は次のとおりです。

「県北地区（北培会）」

①期日 2月22日

②場所 （財）日立地区産業支援センター

③内容

- ・高圧ガス等の安全な取扱い

- ・高圧ガス容器の管理办法

④出席者数 37名

⑤講師 大陽日酸㈱北関東支社技術部長 塚田幹太様

止に努めるものです。

本年度の講習会は、高圧ガス等の安全な取扱い、高圧ガス容器の管理办法などを説明し事故の未然防止に努めました。

なお、開催状況は次のとおりです。





(相談内容の分類と件数)				
① LPガスの価格について	② 販売店の移動について	③ 設備関係について	④ 保安について	⑤ その他、LPガス全般について
(3件)	(4件)	(0件)	(3件)	(14件)

今回掲載する個別相談記録は、令和6年1月から3月までの間に消費者から寄せられた24件の相談のうち、4件の概要です。各会員におかれましては、このような相談事例を今後の保安や販売業務等に活かしていただけたらと考えています。

LPガスお客様相談所

（相談記録の概要）

年月日			相談内容	分類	処理内容
6	1	5	<p>消費生活センターに連絡したら貴所を紹介されたので連絡しました。 現在、取引している販売店からLPガス料金の値上げの通知が届きました。 2月からは基本料金が1,650円から1,980円と330円値上げすることです。 LPガス料金の平均価格を教えてください。 また、なぜLPガスの料金は一律ではないのでしょうか。</p> <p>（稲敷市・男性）</p>	①	<p>LPガスの料金は、ガソリンや灯油などと同様に自由料金制になっていて、販売店によって料金が違います。値上げする販売店もあれば、値上げしない販売店もあり、また、値上げ幅も違います。</p> <p>石油情報センター調べによる直近の県南地区の基本料金の平均価格は、1,774円になっています。LPガスの料金を統一することは、独占禁止法により禁止されています。</p> <p>販売店に値上げの根拠など詳しく確認してみてください。</p>
6	1	11	<p>ガスコンロに火を点けるとガス臭いです。 ガスマーテーの周辺をみると赤いラインが出ています。 これは大丈夫でしょうか。</p> <p>（不明・女性）</p>	④	<p>ガスボンベ内のガスの残量が減ってくるとガスの臭いが強くなることがあります。</p> <p>通常、一般の家庭ではガス切れを起こさないために予備のボンベと合わせて2本設置されていると思いますが、2本目に切替わるときにガスの臭いが強く出ることがあります。</p> <p>赤いラインが表示されていることですが、これは予備側のボンベに切替わっているという合図だと思います。</p> <p>契約している販売店に連絡して、状況を伝え確認してもらってください。</p>
6	1	19	<p>小美玉市の消費生活センターに連絡したら貴所を紹介されたので連絡しました。 LPガス料金についてお聞きします。 現在はAガスと取引していて、1m³あたり480円です。 LPガス料金の平均価格を教えてください。 また、インターネットのサイトで現在の料金を入力してみたら、私の料金は適正価格よりも高いとの回答がありました。 料金が高いのであれば販売店を変更しようと考えています。</p> <p>（小美玉市・男性）</p>	①	<p>石油情報センター調べによる直近の県央地区の10m³あたりの平均価格は、1m³あたり約680円になっていますので、現在取引している販売店は単価が安いと思います。</p> <p>また、インターネットのサイトは、パソコン上の営業みたいなもので、適正価格はこのくらいですよと安い料金を提示し、LPガス料金が安い販売店を紹介するようなサイトだと思います。その安い料金がいつまで続くのかも不透明です。</p> <p>LPガスは販売店によって料金が違いますので、仕入価格や配送、保安サービス、消費量などにより料金に違いがありますので、適正価格という表現も適いません。</p>
6	3	1	<p>LPガス料金が高いと感じるので販売店を替えると思っています。 供給業者を切替える際の注意点などがあれば教えてください。</p> <p>（小美玉市・女性）</p>	②	<p>ガス供給業者は消費者自らが選択できます。また、ガス料金はガソリンや灯油などと同様にお店によって違いがあります。その違いは仕入価格や配送、設備などの違いによって生じます。</p> <p>価格だけで判断するのではなく、安全のための保安やサービスを考慮してください。切替える場合には、安い料金がいつまで続くなどをよく確認して、新しい業者にはLPガス法の14条書面を必ずもらってきてください。</p> <p>切替えた場合、現在供給を受けている業者から、契約に基づいて供給設備の撤去費用を請求される場合もありますので確認してください。</p>



消防安全課産業保安室だより

販売事業報告及び保安業務実施状況報告の提出について

液化石油ガス販売事業報告及び保安業務実施状況報告については、毎事業年度経過後3ヶ月以内に報告することになりますので、所管の県民センター等にご提出をお願いします。

【県HP（消防安全課産業保安室）参照】

「茨城県液化石油ガス様式」で検索。報告様式や保安業務実施状況報告の記載例及び記載事項が閲覧できます。

LPGガス販売所等に対する指導事項改善の徹底について

茨城県では、LPGガス販売事業所等への立入検査において法令基準に不適合な事項がみられた場合、当該販売所等に対し改善の徹底を図っています。

立入検査において指導を受けた場合は、法令基準に適合するよう速やかな改善を図り、1ヶ月以内に改善報告書を提出してください。

問い合わせ・連絡先

県北県民センター環境・保安課

T E L 0 2 9 4 (8 0) 3 3 5 5

F A X 0 2 9 4 (8 0) 3 3 5 7

し、改善後には必ず改善報告書を提出してください。

○関係様式のダウンロード

県HPからダウンロードいただけます。検索ワード「高圧ガス・電気・火薬に関する許可・届出について」

高圧ガス保安検査の実施状況について

令和5年度、県では高圧ガス第一種製造事業者（冷凍事業所を除く）の内81事業所において保安検査を実施しました（令和6年3月15日時点）。

法令不適合は7件あり、主な不適合事項は、高圧ガス設備からの気密漏れが4件（令和4年度は7件）、散水設備の動作不良が1件（令和4年度は1件）でした。

皆様におかれましては、定期自

主検査や日常点検等により、製造施設の技術上の基準適合状況について確認をお願いします。

日立商工労働センター	T E L 0 2 9 4 (2 1) 6 7 1 1
鹿行県民センター環境・保安課	F A X 0 2 9 4 (2 1) 6 7 1 2
県南県民センター環境・保安課	T E L 0 2 9 1 (3 3) 6 0 5 6
県西県民センター環境・保安課	F A X 0 2 9 (8 2 2) 9 0 4 0
消防安全課産業保安室	T E L 0 2 9 6 (2 4) 9 1 4 0 F A X 0 2 9 6 (2 4) 7 8 1 3

事業所名の変更

（1月1日から3月31日）

・大陽日酸エネルギー㈱関東支社古河支店→アストモシリテ

イリング㈱関東第二カンパニーカ河支店（古河市）

・㈲前澤商店→㈲前沢商店

・三菱ケミカル㈱筑波工場→坂東市

・茨城通運㈱那珂東海販売所→

茨城通運㈱那珂東海営業所

・広喜屋商店→廣喜屋商店（かすみがうら市）

・波工場（牛久市）

・㈲船橋商店→㈲船橋商店

・船橋秀伸→船橋秀伸（結城市）

・昭和電工マテリアルズ㈱先端技術研究開発センター→㈱レゾナック（つくば市）

・桜田剛史→貴堂孝之

・エア・ウォーターリ産業カンパニーエレクトロニクス事業部

・トロニクス㈱特殊材料事業部

・つくば特殊化学品センター

・白井清司→山崎晃（つくば市）

会員の消息



・大陽日酸エネルギー㈱関東支社茨城支店ひたち営業所→アストモスリティリング㈱関東支第二カンパニー茨城支店ひたち営業所　（那珂市）
永田剛章→伊藤達也
芝浦シャーリング㈱土浦事業部
↓芝浦シャーリング㈱土浦事業部土浦鋼板部土浦工場
柳均→中村尚紀
（かすみがうら市）

〔代表者の変更〕

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ・橋本産業(株)水戸営業所 | ・横浜ゴム(株)茨城工場 |
| 菊池一久→竹林正人(水戸市) | 前田松太郎→小島隆(小美玉市) |
| 日揮ホールディングス(株)技術研究所 | ・イワタニ関東(株)鹿島営業所(神栖市) |
| 本田一規→滝澤政樹(大洗町) | ・鈴木克治→駒嶺優茂礼(つくばみらい市) |
| 住友化学㈱先端材料開発研究所 | ・イワタニ関東(株)常総営業所(つくばみらい市) |
| 永松龍弘→八子誠(つくば市) | ・大竹商店(結城市) |
| 信越化學工業(株)鹿島工場 | ・サンエツ金属(株)新日東工場 |
| 小島洋平→星田繁宏(神栖市) | ・田島鉄也→池崎智幸(石岡市) |
| 東邦金属工業(株)つくば工場 | ・日本エア・リキード(同)東 |
| (かすみがうら市) | ・関東支店(つくば市) |
| 澤田武史→吉田亞津史 | ・ヴィルジニー・キャヴァリ |
| 大陽日酸エンジニアリング(株) | ・イリヨン・パク |
| 北関東支店土浦営業所 | ・ジクシス(株)(東京都) |
| 松本糾→小野寺誠(土浦市) | ・野倉史章→田中恵次 |
| ㈱日立インダストリアルプロ | ・榎材木店プロパン部(大子町) |
| ダクト機械システム事業部 | ・榎弘雄→榎勝弘 |
| 松井志郎→吉井秀行(土浦市) | ・榎レゾナック山崎事業所 |
| カメイ(株)茨城支店磯原営業所 | ・鈴木浩之→村井康裕(日立市) |
| (北茨城市) | ・ライオンケミカル(株)ファイン |
| 亀井文行→亀井昭男 | ・ケミカル事業所(神栖市) |
| 日本ファブテック(株)取手工場 | ・板倉健介→西尾拓 |
| 西本哲也→加賀豊丈(取手市) | ・佛巴商会学園都市営業所 |
| 高萩商事(株)高萩営業所 | ・西川知伸→森哲夫(つくば市) |
| 菊池節→鈴木智明(日立市) | ・日華化学(株)鹿島工場(神栖市) |
| 高萩商事(株)日立営業所 | ・限主司→桂木喜弘 |
| 菊池節→鈴木智明(日立市) | ・南染谷恒夫商店(つくば市) |

【代表者・住所の変更】

- ・染谷恒夫→染谷吉信
 - ・黒田商店 (つくば市)
 - ・黒田春吉→黒田亮介
 - ・㈱エネアーク関東茨城西営業所 (八千代町)
 - ・関谷賢二→五十嵐洋幸
 - ・㈱マルタツ (龍ヶ崎市)
 - ・飯田州良→飯野昌司
 - ・鹿島塩ビモノマー (㈱鹿島工場)
 - ・小島祥平→星田繁宏(神栖市)
 - ・柳アイ・ライティング・システム本社・桜川工場
 - ・稻森真→池田顯司 (桜川市)
 - ・㈱サイサン水戸営業所
 - ・柿沼優→萩谷修 (水戸市)
 - ・㈱エネライフ千葉支社 (つくば市)
 - ・カスタマーステーション
 - ・中村和広→秋池隆伸
 - ・㈲米屋商店 (日立市)
 - ・飛田英雄→飛田俊輔
 - ・村井分店 (八千代町)
 - ・石垣益男→石垣康意
 - ・代表者・住所の変更
 - ・㈲天ヶ谷石油
 - ・天ヶ谷浩之→天ヶ谷純一
 - ・下妻市横根221→下妻市堀



【脱会】

- ・日新シャーリング㈱ 笠間市安居3042-8→笠間市安居3042-7
- ・日東燃料工業㈱茨城ガスセンター
つくば市南中妻清水頭506
→つくば市南中妻506

4社 1社 21社



主事 塚田千尋

▼事務局職員の人事について

- ・4月1日付けで左記の職員を採用しましたのでお知らせします。

(<https://www.ibakhk.or.jp/member/goods/LPchouhyou.html>)

会員の皆様へ

▼会費の引落口座について

毎年、会費の引き落としを7月初旬にさせていただいております。口座の変更や今後引落しをご希望される場合は、5月中旬までに協会へご連絡ください。

▼LPガス販売事業所向けお知らせ

下記の台帳を販売していますので、購入の際は協会までご連絡ください。また、当協会ホームページから申込用紙を取得できますのでご活用ください。

LPガス関係帳票類一覧

No	品名	仕様	単価(税抜:円)
1	消費先保安台帳 A4	1冊100枚	1,000
2	販売台帳(メーター)	1束100枚	600
3	ミニ式検針伝票(無名)	1冊 12組	120
4	設備点検・調査票 (茨城県用) A4・2P	1冊 50組	700
5	液石法14条交付書面(特商法対応) セット認定保安機関連絡通知書 A4・2P付	1冊 50組	1,500
6	認定保安機関連絡通知書 A4・2P 単品 ※認定保安機関変更時に使用	1冊 50組	550

編 集 後記

寒い冬から次第に暖かく過ごしやすい時期になりました。花が咲きほころび、一年中で最も気候の良い穏やかな季節ではないでしょうか。

さて、4月は入学式や就職、転勤など新生活が始まる季節です。

桜も開花し、花や緑を感じ、気持ちを一新しようと考る方も多いと思われます。また、歓送迎会の季節でもあり、夜の繁華街にはさまざまな人が行き交い、活気にあふれる時期かもしれません。

一方で、もう一年が経つのかというほどに時間の流れが早く感じます。小学生の頃は「永遠に小学生」と思っていましたが、いつの間にか歳を取り、誰か時間を止めてほしいと思うほどです。

さて、当協会でも新年度が始まりました。本年度も7つの基本方針を基に、各種事業を積極的に展開してまいります。職員一同気持ちを新たに頑張ってまいりますので、会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申しあげます。

